

町田市就学援助費支給要綱及び町田市就学奨励費支給要綱の一部改正について

2025年8月に実施した就学援助費支給要綱及び就学奨励費支給要綱の一部改正についてご報告いたします。

1 改正理由

- (1) 国の要保護児童生徒援助費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金の予算単価の改定を踏まえ、オンライン学習通信費、入学準備金、卒業アルバム代等の支給額を増額するため
- (2) 通学費の支給額の算出方法の見直しに伴い、1月につき1か月の通学定期券の額を限度とするという支給額算定方法から、児童生徒の通学に要した実費額を支給額とする方法に変更するため

2 改正内容

- (1) オンライン学習通信費の支給額増額について

就学援助費のオンライン学習通信費の支給額を1世帯につき1月当たり1,170円から1,250円に増額しました。

	支給額（月額）	支給額（年額）
改正後	1,250円	15,000円
改正前	1,170円	14,040円

（２）入学準備金の支給額増額について

就学奨励費の小学校の入学準備金の支給額を５１，１１０円から５７，０６０円に、中学校の入学準備金の支給額を６０，９８０円から６３，０００円に増額しました。

	支給額（小学校）	支給額（中学校）
改正後	５７，０６０円	６３，０００円
改正前	５１，１１０円	６０，９８０円

（３）卒業アルバム代等の支給額増額について

就学援助費及び就学奨励費の中学校の卒業アルバム代等の支給額を８，８００円から１０，０００円に増額しました。

	支給額
改正後	１０，０００円
改正前	８，８００円

（４）通学費の支給額に関する規定整備について

就学援助費の通学費については、支給額の算定方法を「通学定期券の購入額」とし、ＩＣカード及び現金使用額を対象外としたことに伴い、規定を改めました。

また、就学奨励費の対象者である特別支援学級に在籍する児童生徒については、障がい者の特性への配慮が求められることから「通学定期券の購入額」だけでなく、ＩＣカード及び現金使用額、自家用車での送迎時に要するガソリン代相当額を引き続き支給対象（最も合理的かつ経済的な経路及び方法により通学した場合の経費が限度）とし、実支出額を対象とするよう規定を改めました。保護者付添費、通級費についても同様に規定を改めました。ただし、通級費は公共交通機関を利用している場合が対象です。

3 施行期日

2025年8月1日から施行し、改正後の町田市就学援助費支給要綱及び町田市就学奨励費支給要綱の規定は、同年4月1日から適用します。

町田市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

町田市就学援助費支給要綱（２０００年４月１日施行）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後				改正前			
別表第２（第５関係）				別表第２（第５関係）			
支給対象費目	支給対象学年等	支給額	備考	支給対象費目	支給対象学年等	支給額	備考
略	略	略	略	略	略	略	略
オンライン学習通信費	小学校及び中学校全学年	１世帯につき １月当たり <u>１, 2 5 0</u> 円		オンライン学習通信費	小学校及び中学校全学年	１世帯につき １月当たり <u>１, 1 7 0</u> 円	
略	略	略	略	略	略	略	略
卒業アルバム代等	小学校第６学年及び中学校第３学年	実支出額	小学校第６学年にあつては １１, ０００円、中学校第３学年にあつては <u>１０,</u>	卒業アルバム代等	小学校第６学年及び中学校第３学年	実支出額	小学校第６学年にあつては１１, ０００円、中学校第３学年にあつては <u>８, 8 0 0 円</u> を限

			<u>0 0 0 円</u> を限度と する。
通学費	小学校 及び中 学校全 学年	実支出 額	最も合理的かつ経 済的な経 路及び方 法により 通学した 場合の経 費の額で、 別に定め る方法に より算定 したもの を限度と する。ただ し、障がい 等の理由 により自 家用車 を利用す る場合は、燃 料費に相 当する額

			度とする。
通学費	小学校 及び中 学校全 学年	実支出 額	1月につき 1か月の通 学定期券の 額を限度と する。ただ し、障がい 等の理由に より自家用 車を利用す る場合は、 燃料費に相 当する額と する。
略	略	略	略

			とする。
略	略	略	略

附 則

この要綱は、２０２５年８月１日から施行し、この要綱による改正後の別表第２の規定は、同年４月１日から適用する。

町田市就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱

町田市就学奨励費支給要綱（２０００年４月１日施行）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後				改正前			
別表第３（第５関係）				別表第３（第５関係）			
支給対象費目	支給対象学年	支給額	備考	支給対象費目	支給対象学年	支給額	備考
略	略	略	略	略	略	略	略
入学準備金	小学校第１学年	<u>５７，０</u> <u>６０円</u>		入学準備金	小学校第１学年	<u>５１，１</u> <u>１０円</u>	
	中学校第１学年	<u>６３，０</u> <u>００円</u>			中学校第１学年	<u>６０，９</u> <u>８０円</u>	
略	略	略	略	略	略	略	略
卒業アルバム代等	小学校第６学年及び中学校第３学年	実支出額	小学校第６学年にあつては １１，００ ０円、中学校第３学年にあつては <u>１０，</u> <u>０００円</u>	卒業アルバム代等	小学校第６学年及び中学校第３学年	実支出額	小学校第６学年にあつては １１，００ ０円、中学校第３学年にあつては <u>８，８</u> <u>００円</u> を

			を限度とする。
通学費	小学校 及び中学校 全校 学年	実支出 額	最も合理的かつ経済的な経路及び方法により通学した場合の経費の額で、別に定める方法により算定したもの（以下「通学費の額」という。） を限度とする。ただし、自家用車を利用する場合は、燃料費に相当する額とす

			限度とする。
通学費	小学校 及び中学校 全校 学年	実支出 額	1月につき1か月の通学定期券の額を限度とする。ただし、自家用車を利用する場合は、燃料費に相当する額とする。

			る。
略	略	略	略
保護者 付添通 学費	小学校 及び中 学校全 学年	実支出 額	<u>通学費の 額に準じ て別に定 める方法 により算 定した額</u> を限度と する。
略	略	略	略
通級費	小学校 及び中 学校全 学年	実支出 額	<u>通学費の 額を限度 とする。</u>

略	略	略	略
保護者 付添通 学費	小学校 及び中 学校全 学年	実支出 額	<u>1月につ き1か月 の通勤用 定期乗車 券の額に 相当する 額を限度 とする。</u>
略	略	略	略
通級費	小学校 及び中 学校全 学年	実支出 額	<u>1月につ き1か月 の通学定 期券の額 を限度と する。</u>

附 則

この要綱は、2025年8月1日から施行し、この要綱による改正後の別表第3の規定に同年4月1日から適用する。